

令和 7 年 2 月

城南衛生管理組合議会定例会

会 議 録

第 1 号

(2 月 7 日)

令和7年2月城南衛生管理組合議会定例会会議録

令和7年2月7日

午前10時 開議

1 出席議員

奥村順一	議員
田邊晴美	議員
中村正公	議員
福田佐世子	議員
上野雅央	議員
山本精	議員
岡田久雄	議員
谷田健治	議員
奥村文浩	議員
語堂辰文	議員
田中智之	議員
宮園智子	議員
塚本五三藏	議員
辻徹	議員
稲吉道夫	議員
岡本里美	議員
角谷陽平	議員
徳永未来	議員
中村麻伊子	議員
藤田智晴	議員
松峯茂	議員
山崎匡	議員

2 説明のため出席した者

松村淳子	管理者
奥田敏晴	副管理者
川田翔子	副管理者
信貴康孝	副管理者
西谷信夫	副管理者
西島寛道	副管理者
野村賢治	専任副管理者
山本晃治	総務部長
川島修啓	施設部長
橋本哲也	総務部次長

池 本 篤 史	施設部次長
山 内 皇太郎	施設部次長
花 畑 久仁浩	会計管理者
馬 渕 武 志	総務課長
五十嵐 正 和	循環型社会推進課長
別 所 尚 紀	広報協働課長
川 戸 辰 也	施設課長
長 野 満佐志	施設課担当課長
山 田 貴 士	業務課長
角 田 賢 祐	グリーンヒル三郷山所長

3 職務のため議場に出席した職員

親 見 善 人 議会事務局長

4 議事日程

日程第 1	諸報告について
日程第 2	会議録署名議員の指名について
日程第 3	会期の決定について
日程第 4 議案第 1 号	城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
日程第 5 議案第 2 号	城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
日程第 6 議案第 3 号	令和 6 年度城南衛生管理組合一般会計補正予算（第 1 号）
日程第 7 議案第 4 号	令和 7 年度城南衛生管理組合一般会計予算
日程第 8	休会について

5 会議に付議した事件

日程第 1～日程第 8

午前 10 時 00 分 開会

○稲吉道夫議長 おはようございます。

会議前の連絡事項についてご報告を申し上げます。

ただ今の出席議員数は 22 人全員であります。既に定足数に達しておりますので、2 月定例会は成立いたしました。

これより令和 7 年 2 月城南衛生管理組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 諸報告について

○稲吉道夫議長 日程第1、諸報告を行います。

城南衛生管理組合監査委員から報告のありました定期監査の結果及び例月出納検査結果3件につきましては、その写しをお手元に配付いたしておりますので、ご覧をお願いします。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○稲吉道夫議長 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、議長において、奥村文浩議員、岡本里美議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定について

○稲吉道夫議長 次に、日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日から3月26日までの48日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○稲吉道夫議長 ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は48日間と決定いたしました。

日程第4 議案第1号 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

○稲吉道夫議長 次に、日程第4、議案第1号、城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松村管理者。

○松村淳子管理者（登壇） おはようございます。

本日ここに、令和7年2月城南衛生管理組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、お忙しい中、ご参集を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

私は、このたび、昨年12月の選挙におきまして、引き続き宇治市長として市政を担当することとなりました。これに伴いまして、本組合構成市町の首長による互選により、引き続き城南衛生管理組合管理者の重責を担わせていただくこととなりました。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただ今議題となりました議案第1号、城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての提案理由のご説明を申し上げます。

議案第1号の参考資料をご覧ください。

本案は、当組合職員の給与について、令和6年の国家公務員の給与等に関する人事院勧告の内容に準じて改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、給与改定として、1つ目には給料表でございますが、初任給を引き上げるほか、若年層に特に重点を置きつつ、おおむね30歳代後半までの職員に重点を置きまして、令和6年4月1日に遡及して平均2.87%の引上げ改定を行うものでございます。

2つ目には裏面の期末勤勉手当でございますが、支給月数を年間0.10月分引き上げることとし、年間合計では、これまでの4.50月から4.60月に引上げ改定するものでございます。また、再任用職員につきましても、期末勤勉手当の支給月数を年間0.05月分引き上げるものでございます。

なお、改正項目につきましては、職員団体との交渉を重ね、合意した内容となっております。よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○稲吉道夫議長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○稲吉道夫議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○稲吉道夫議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

議案第1号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○稲吉道夫議長 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する
条例の一部を改正する条例を制定するについて

○稲吉道夫議長 次に、日程第5、議案第2号、城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松村管理者。

○松村淳子管理者（登壇） ただ今議題となりました議案第２号、城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての提案理由のご説明を申し上げます。

議案第２号の参考資料をご覧ください。

本案は、専任副管理者の給与を一般職員の給与改定に準じて改正するものでございます。

改正内容につきましては、期末手当の支給月数を、年間０．０５月分引き上げることとし、年間合計では、これまでの３．４０月から３．４５月に引上げ改定するものでございます。よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○稲吉道夫議長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○稲吉道夫議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○稲吉道夫議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第２号を採決いたします。

議案第２号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○稲吉道夫議長 起立全員であります。

よって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

日程第６ 議案第３号 令和６年度城南衛生管理組合一般会計補正予算
（第１号）

○稲吉道夫議長 次に、日程第６、議案第３号、令和６年度城南衛生管理組合一般会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松村管理者。

○松村淳子管理者（登壇） ただ今議題となりました議案第3号、令和6年度城南衛生管理組合一般会計補正予算（第1号）の提案理由のご説明を申し上げます。

議案第3号の参考資料をご覧ください。

補正予算第1号は、毎年度この時期に行っておりますが、歳入歳出の増減調整により市町分担金を精算するものであり、歳入では、ごみ処理手数料や廃棄物発電収入などの減のほか、令和5年度決算剰余金を追加計上しております。

一方、歳出では、事業の執行過程における入札等による契約金額の減などにより生じる年度末までの過不足の調整を行うものでございます。

これらの増減調整の結果、構成市町の分担金につきましては2,666万8,000円の減額となっております。補正額は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ971万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ53億8,351万1,000円といたすものでございます。

次に、1枚目の歳入の主な補正内訳でございますが、使用料及び手数料では、事業系ごみの搬入量の減少などにより3,132万7,000円を減額いたしております。

次に、府支出金でございますが、きょうと地域連携交付金を受け入れることから、227万円を計上いたしております。

次に、財産収入では、資源化物売払収入の減収などにより926万2,000円を減額しております。

次に、繰越金でございますが、令和5年度決算剰余金について8,972万4,000円を計上いたしております。

次に、諸収入では、廃棄物発電収入の減収などにより1,392万5,000円を減額いたしております。

一方、歳出でございますが、主な補正予算の内訳といたしまして、1枚目の裏面、上から、人件費では、人事院勧告による給与改定や職員数の減などによる不用額に伴う職員給与費の増減などにより、合計690万7,000円を増額いたしております。

次に、物件費では、各種委託料等の入札による契約金額の減などに伴いまして、合計1,825万3,000円を減額いたしております。

次に、普通建設事業費では、各工場改修整備工事の契約金額の減など、合計2,430万3,000円を減額いたしております。

最後に、積立金では、財政調整基金積立金として4,517万7,000円を計上いたしております。これは、地方自治法及び地方財政法の規定により、令和5年度決算剰余金の2分の1を下らない額を積み立てることとし、これに基金運用利子を合算しております。

以上の要因によりまして、歳出総額として971万2,000円を増額するものでございます。

分担金以外の歳入の増及び歳出の増によりまして、市町分担金につきましては、1枚目、歳入内訳最上段のとおり、総額2,666万8,000円を減額し、市町分担金負担割合の定めに基づきまして精算するものでございます。

以上が補正予算の主な内容でございますが、これらの内容を、議案第3号として補正予算を編成したところでございます。よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますよ

うお願い申し上げます。

○稲吉道夫議長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○稲吉道夫議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○稲吉道夫議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

議案第3号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○稲吉道夫議長 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 令和7年度城南衛生管理組合一般会計予算

○稲吉道夫議長 次に、日程第7、議案第4号、令和7年度城南衛生管理組合一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松村管理者。

○松村淳子管理者（登壇） ただ今議題となりました議案第4号、令和7年度城南衛生管理組合一般会計予算の提案理由のご説明を申し上げます。

別冊の議案第4号の参考資料「令和7年度 当初予算案の概要」をご覧ください。

令和7年度の予算を編成するに当たりましては、表紙と目次をめぐっていただきまして、1ページに記載いたしておりますとおり、組合運営の基本方針でございます「安心安全な工場運営」、「住民感覚に沿った行財政改革」、「循環型社会の構築に向けた事業の推進」の3つの基本方針の下、クリーン21長谷山長寿命化事業などの大型事業に継続して取り組むこととしております。

また、広域行政のスケールメリットを発揮し、市町と連携・協同して適正な廃棄物処理事業を推進することなど7つの取組施策を中心に事業を進めることといたしており、これに必要な予算を計上いたしましたところでございます。

令和7年度歳入歳出の予算総額は、それぞれ67億1,725万6,000円で、前年度比較で13億4,345万7,000円、25%の増加となっております。また、主要な財源である市町分担金は37億8,911万3,000円で、前年度比較で1億4,851万円、4.1%の増加となっております。

以上の内容につきまして、令和7年度一般会計予算書及び予算説明書のとおり編成をいたしたところでございます。よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○稲吉道夫議長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○稲吉道夫議長 これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、11人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中も継続して審査をすることにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○稲吉道夫議長 ご異議なしと認めます。

本案については、11人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中も継続して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただ今設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第4条第1項の規定により、議長において、奥村順一議員、中村正公議員、山本精議員、岡田久雄議員、奥村文浩議員、田中智之議員、辻徹議員、角谷陽平議員、徳永未来議員、中村麻伊子議員、松峯茂議員、以上の11人を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○稲吉道夫議長 ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました11人の議員を予算特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ただ今選任されました予算特別委員会委員の皆さんは、休憩中に委員会を開いていただき、正副委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告願います。

予算特別委員会委員の皆さんは会議室第2、第3にお集まりください。

暫時休憩いたします。

午前１０時１７分 休憩

午前１０時２８分 再開

○稲吉道夫議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に開かれました予算特別委員会において、正副委員長互選の結果、委員長には八幡市選出委員、中村正公議員が、副委員長には井手町選出委員、岡田久雄議員がそれぞれ選出されましたので、ご報告を申し上げます。

日程第８ 休会について

○稲吉道夫議長 次に、日程第８、休会についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、２月８日から３月２５日までの４６日間を休会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○稲吉道夫議長 ご異議なしと認めます。よって、２月８日から３月２５日までの４６日間を休会することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、一般質問の通告締切りは３月５日午後５時までとなっておりますので、ご承知をお願いします。

次回は３月２６日午前１０時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午前１０時３０分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

城南衛生管理組合議会

議 長 稲吉 道夫

副議長 福田佐世子

議 員 奥村 文浩

議 員 岡本 里美

第 2 号

(3 月 2 6 日)

令和7年2月城南衛生管理組合議会定例会会議録

令和7年3月26日

午前10時 開議

1 出席議員

奥村順一	議員
田邊晴美	議員
中村正公	議員
福田佐世子	議員
上野雅央	議員
山本精	議員
岡田久雄	議員
谷田健治	議員
奥村文浩	議員
語堂辰文	議員
田中智之	議員
宮園智子	議員
塚本五三藏	議員
辻徹	議員
稲吉道夫	議員
岡本里美	議員
角谷陽平	議員
徳永未来	議員
中村麻伊子	議員
藤田智晴	議員
松峯茂	議員
山崎匡	議員

2 説明のため出席した者

松村淳子	管理者
奥田敏晴	副管理者
川田翔子	副管理者
信貴康孝	副管理者
勝谷聡一	副管理者
西島寛道	副管理者
野村賢治	専任副管理者
山本晃治	総務部長
川島修啓	施設部長
橋本哲也	総務部次長

池 本 篤 史	施設部次長
山 内 皇太郎	施設部次長
花 畑 久仁浩	会計管理者
馬 渕 武 志	総務課長
五十嵐 正 和	循環型社会推進課長
別 所 尚 紀	広報協働課長
川 戸 辰 也	施設課長
長 野 満佐志	施設課担当課長
山 田 貴 士	業務課長
角 田 賢 祐	グリーンヒル三郷山所長

3 職務のため議場に出席した職員

親 見 善 人 議会事務局長

4 議事日程

日程第 1	諸報告について
日程第 2	一般質問
日程第 3 議案第 4 号	令和 7 年度城南衛生管理組合一般会計予算
日程第 4 議案第 5 号	城南衛生管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
日程第 5 議案第 6 号	城南衛生管理組合職員の給与に関する条例及び城南衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
日程第 6 議案第 7 号	城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
日程第 7 議案第 8 号	城南衛生管理組合職員の給与に関する条例及び城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
日程第 8 議会議案第 1 号	城南衛生管理組合議会個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
日程第 9	閉会中継続調査の申し出について

5 会議に付議した事件

日程第 1 ～ 日程第 9

午前 10 時 00 分 開議

○稲吉道夫議長 おはようございます。会議前に、先般、宇治田原町長に就任されましたことに伴いまして、城南衛生管理組合副管理者に就任されました勝谷聡一町長により、議会に先立ち、皆様にご挨拶をいたしたいとの申出がありますので、これを許可したい

と思います。

勝谷副管理者。

○**勝谷聡一副管理者**（登壇） 皆さん、おはようございます。議長からのお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

去る２月９日付で宇治田原町長に就任をいたしまして、それに伴いまして、城南衛生管理組合の副管理者を仰せつかることになりました、勝谷でございます。議員の皆様におかれましては、ご指導、ご鞭撻を賜りますよう、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

○**稲吉道夫議長** 続きまして、会議前の連絡事項について報告を申し上げます。

ただ今の出席議員数は２２人全員であります。既に定足数に達しておりますので、これより令和７年２月城南衛生管理組合議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第１ 諸報告について

○**稲吉道夫議長** 日程第１、諸報告を行います。

城南衛生管理組合監査委員から報告のありました例月出納検査結果１件につきましては、その写しをお手元に配付いたしておりますので、ご覧おき願います。

日程第２ 一般質問

○**稲吉道夫議長** 次に、日程第２、一般質問を行います。

中村正公議員。

○**中村正公議員**（登壇） 皆さん、おはようございます。一般質問をやらせていただきます。

奥山埋立処分地及びグリーンヒル三郷山から発生する浸出水のＰＦＡＳ検査とその対策についてお聞きします。

全国各地でＰＦＡＳ有機フッ素化合物汚染が明らかになり、環境への影響が問題となっています。ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡは２０１２年頃までには使われなくなっているものの、様々な形で今も環境中に残っています。工場や米軍の基地から排水とともに放出されたＰＦＡＳは長い時期、環境中に残り、地下水や河川から取水した水道水を通じて人の体内に取り込まれ、健康影響、発がん性のおそれがあり、世界的に規制が強められています。

日本のＰＦＡＳ対策の根幹となる新たな方針が昨年１２月２４日に環境省から発表されました。しかし、その内容は、飲み水１ℓ中にＰＦＯＳとＰＦＯＡの合計５０ngとしてきた、これまでの暫定目標値をそのまま基準値とするというものです。環境省の水質基準逐次改正検討会が水質管理の分類を水質管理目標設定項目から水質基準に引

き上げて、水道事業者には遵守を義務づける方針を示しました。

飲み水については、水質基準に引き上げられたものの、川や地下水といった水環境では暫定目標値から暫定は取るものの、環境基準への引き上げは見送ったため、努力義務のままです。

この日本の状況が海外と比べると大変大きな差があります。アメリカのEPA、米環境保護庁は、昨年4月、PFOSを4ng、PFOAを4ng、これを規制値に定め、それまでの勧告値の合計70ngから大幅に引き下げました。EUでは1万種類以上あるとされる全ての有機フッ素化合物の製造、使用を禁ずるPFAS規制法案について審議を告げており、個別に規制するのではなく、グループとしてまとめて管理する流れが広がっています。それに比べて日本の基準値となるPFOSとPFOAの合計50ngは桁違いに高い値です。

PFASの環境汚染対策には汚染源の特定が必要です。汚染源は主に次の3つに分けられるとされます。

1つは、PFASなどを含む泡消火器を使っていた米軍基地や自衛隊基地です。2つにはPFASを製造、または使用していた工場、3つ目に産業廃棄物、または廃棄物最終処分場が当たります。

そこでお聞きします。

奥山埋立処分地は1973年、昭和48年に埋立を開始し、2002年、平成14年に埋立を終了した一般廃棄物最終処分場です。埋立終了後20年以上経っています。奥山埋立処分地から発生する浸出水は奥山水処理施設で処理を行い、長谷川へと排出されています。

1つ目ですが、奥山埋立処分地で処理する廃棄物の種類について教えてください。

2つ目に、奥山埋立処分地から発生する浸出水の処理を行っている奥山排水処理施設の浸出水の処理方式は標準脱窒素処理方式と砂ろ過方式と活性炭吸着方式、これを組み合わせたものとなっています。岡山県の吉備中央町で水道水の浄水場から高濃度で検出されたPFASは、汚染物質除去に使われた後、山中に野積みになっていた使用済み活性炭が汚染源とされています。奥山排水処理施設で浸出水の処理に使われた使用済みの活性炭はどのように処分されているのでしょうか。また、その量はどのくらいになりますか。

3つ目に、PFASの汚染源の1つに産業廃棄物、または廃棄物最終処分場が挙げられますが、奥山埋立処分地及びグリーンヒル三郷山から発生する浸出水のPFAS検査を行うべきだというふうに思いますが、見解をお聞かせください。

これで1回目の質問を終わります。ありがとうございます。

○稲吉道夫議長 川島施設部長。

○川島修啓施設部長（登壇） 奥山埋立処分地には、市町が収集した不燃ごみ、破碎処理後の不燃物、可燃物、プラスチック等、自己搬入ごみ、し尿処理やコミュニティープラントから出た汚泥、浄水場から出るスラッジと呼ばれる汚泥、当組合の処理施設から出た焼却灰、資源ごみダスト等が埋め立てられています。

水処理に際し、使用いたしました活性炭につきましては、毎年委託業者により回収され、再生処理が行われた後、再生活性炭として商品化されており、委託業者からはその旨の証明書を受理いたしております。また、その量は年間約4トンとなります。奥山埋立処分地及びグリーンヒル三郷山から発生する浸出水は、それぞれの排水処理施設において法令基準値以下に適正に処理し放流をいたしております。PFASにつきましては、埋立処分地から発生する処理水について、法令基準に基づく基準値等は設定されておりません。埋立処分地の処理水の測定に対しましては法令基準値に基づく必要があり、基準値や測定方法が示されていない現時点におきましては、測定することを考えておりません。

○稲吉道夫議長 中村正公議員。

○中村正公議員 ご答弁、ありがとうございます。それでは、再質問させていただきます。

奥山埋立処分地で処理する廃棄物の種類は分かりました。PFASはもともと自然界に存在したものではなく、1940年代以降にアメリカで開発され、1万種類以上が存在するとされています。水や油をはじき、熱や薬品に強い性質のため、幅広い分野で使用されているゆえ、自然環境下では分解されにくく蓄積しやすいために、環境中における移動性や残留性があることから、永遠の化学物質というふうに呼ばれています。飲料水からだけでなく、PFASは様々な経路から摂取、あるいは暴露されていると考えられています。埋立処分場には様々な種類のものが埋め立てられており、PFAS汚染原因の1つとして考えられるのではないのでしょうか。

質問ですが、奥山埋立処分地の処理水は長谷川へと排出されます。長谷川は城陽市内を流れ、木津川へとつながります。城陽市には3か所の浄水場があります。城陽市の水道水は取水井と一部は府営水です。3か所のうちの1つ、第一浄水場は長谷川の近くに位置します。城陽市のホームページの城陽市上下水道部がまとめたPFOS及びPFOAに関するQ&A、これによりますと、検査結果の数値が令和2年度から実施している3か所の浄水場の検査値が載っています。結果は全て暫定目標値以下となっておりましてと答えていますが、令和6年度の検査結果を見てみますと、第1浄水場は32ng、第2浄水場は11ng、第3浄水場が8ngで、第1浄水場は第2、第3浄水場のおよそ3倍の値となっています。ほかの年度でもおよそ3倍の数値です。この数値は、日本の暫定目標値の50ng以下ですが、アメリカの規制値の4ngと比べたら非常に高い値ではないのでしょうか。

長谷川の上流には陸上自衛隊長池演習場もありますが、奥山埋立処分場から排出される処分水が何らかの影響を与えるというふうに考えられませんか。見解をお聞かせください。

次に、国の検査基準が決まっていないからと待つのではなくて、独自の調査を行うべきではないのでしょうか。例を挙げますと、千葉県では既に2009年と2010年に千葉県内の市町村等が設置、運営している21か所の一般廃棄物最終処分場でPFASの調査を行っています。その調査内容は、各処分場の浸出水及び放流水を採水して行ったものです。また、活性炭の吸着処理を行っている施設では、活性炭の吸着処理に供給

される水も採水しています。調査結果はP F O Aの濃度組成の割合が最も高く、半数以上の施設で2 0 0 ngを超えて検出されていました。

改めてお聞きします。

このような実例があります。国の対応を待つのではなくて、グリーンヒル三郷山も含め、奥山埋立処分地のP F A S調査をするべきではありませんか。改めて見解をお聞かせください。

○稲吉道夫議長 川島施設部長。

○川島修啓施設部長（登壇） 城陽市の第一浄水場は深井戸から取水をしているとお聞きをいたしております。奥山排水処理施設の放流水につきましては、専用の排水管により、長谷川下流のコンクリート三面張りに整備された位置で放流をいたしておりますので、影響を与えているとは考えておりません。繰り返しになり恐縮でございますが、埋立処分地の処理水の測定に対しましては、法令基準値に基づく必要があり、現時点で測定を行うことは考えておりません。

なお、ご質問の一般廃棄物最終処分場に係るP F A Sの調査は、千葉県が主体となって調査されたものであると承知をいたしております。

以上でございます。

○稲吉道夫議長 中村正公議員。

○中村正公議員 ありがとうございます。全国で、また世界でP F A S汚染が広がり大きな問題となっている中で、汚染源の調査と対策は非常に重要な課題ではないでしょうか。奥山埋立処分地及びグリーンヒル三郷山から発生する浸出水のP F A S調査を要望としまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○稲吉道夫議長 これにて一般質問を終結いたします。

日程第3 議案第4号 令和7年度城南衛生管理組合一般会計予算

○稲吉道夫議長 次に、日程第3、議案第4号、令和7年度城南衛生管理組合一般会計予算を議題といたします。

予算特別委員会委員長の報告を求めます。

中村正公予算特別委員会委員長。

○中村正公議員（登壇） ただ今、議題となりました議案第4号、令和7年度城南衛生管理組合一般会計予算についての予算特別委員会における審査過程並びに結果についてご報告を申し上げます。

予算特別委員会は、去る2月7日の本会議において設置され、令和7年度城南衛生管理組合一般会計予算の審査を付託されました。同日に開催されました第1回目の委員

会で正副委員長の互選を行いました結果、委員長に私、中村が、副委員長には岡田久雄議員が選出された次第でございます。

第2回目の委員会は2月21日に招集し、説明には正副管理者をはじめ、専任副管理者並びに関係部課長、各施設所長の出席を求めて審査が行われました。

委員会では、議事に先立って、審査の方法について協議を行いました。その結果、歳出から審査を行うこととし、議会費、総務費、交際費及び予備費については一括として、次に、衛生費について審査を行いました。歳入については、全款を一括して審査を行い、最後に総括質問を行うことに決定いたしました。

議案第4号についての討論はなく、採決の結果、本委員会は全会一致をもちまして、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。審査の中で出されました主な質疑、答弁等については、予算特別委員会審査記録を各議員のお手元に配付しておりますので、ご覧おきをお願いします。

以上、予算特別委員会における審査の経過と結果についての報告といたしますが、委員会で出されました意見等については、今後の行政運営に適切に反映をされ、管内住民の期待と要望に添えていかれるよう、切に希望するものであります。

当日は、委員各位におかれましては、円滑な審査をいただきまして厚くお礼申し上げます。また、理事者各位におかれましても、審査の円滑な運営にご協力いただきましたことに対しましてお礼を申し上げます。併せて岡田久雄副委員長の協力によりまして、委員会が滞りなく運営できましたことをここに改めてお礼を申し上げます。

以上で報告を終わります。ありがとうございました。

○稲吉道夫議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○稲吉道夫議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○稲吉道夫議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。議案第4号は、委員長の報告どおり原案のとおり可決すべきものであります。委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○稲吉道夫議長 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第5号 城南衛生管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

○稲吉道夫議長 次に、日程第4、議案第5号、城南衛生管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松村管理者。

○松村淳子管理者（登壇） ただ今、議題となりました議案第5号、城南衛生管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての提案理由をご説明申し上げます。

議案第5号の参考資料をご覧ください。

本案は、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置を講ずるため、所要の改正を行うものでございます。

2つ目の改正の内容でございますが、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化に向けた規定を追加するものでございます。

3点目の施行期日につきましては、令和7年4月1日でございます。

よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○稲吉道夫議長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

山崎匡議員。

○山崎 匡議員（登壇） 議案第5号について、質疑を行わせていただきます。

確認をさせていただきたいのは、介護に当たっての勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正ということですので、内容の部分でお伺いをしたいのですが、配偶者が仮に介護を必要とする状態に陥った場合の職員の方が介護休暇、また時短勤務等される場合の職員の体制について、代わりに臨時的な会計年度任用職員等を採用する、こういうことが行われるのか、またどういった体制をとっていくことができるのか。仮に職員の方が介護者含めて、親族の介護を必要とするというような状況に置かれた場合に、果たしてそれを申請して休暇等をしっかりとれる体制づくりができていますのかどうか、これについてご確認をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○稲吉道夫議長 山本総務部長。

○山本晃治総務部長（登壇） 介護休暇の申出がございましたときには、職場でその体制につきまして協議をしていただきますとともに、その取得する期間、時間帯などを含めまして、会計年度任用職員が必要な場合はその配置をさせていただいているところで

ございます。

○稲吉道夫議長 山崎匡議員。

○山崎 匡議員（登壇） 2度目の質問をさせていただきます。

先ほどご答弁の中で、必要な場合には会計年度任用職員等も含めて配置が行われるということを答弁されました。予算に当たっては、この会計年度任用職員等臨時的な職員の雇用の体制の予算というのはどういようになっているのでしょうか。

以上、2度目の質問とこの質問で質問を終わらせていただきたいと思います。

○稲吉道夫議長 答弁、よろしいですか。山本総務部長。

○山本晃治総務部長（登壇） 予算につきましては、1月1日時点の職員体制により、予算計上させていただいております。それに加えまして臨時職員につきましては、複数名の予算を計上させていただいているところでございますので、その予算を使いまして臨機応変に対応させていただいているところでございます。

○稲吉道夫議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○稲吉道夫議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。議案第5号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○稲吉道夫議長 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第6号 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例及び城南衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

○稲吉道夫議長 次に、日程第5、議案第6号、城南衛生管理組合職員の給与に関する条例及び城南衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松村管理者。

○松村淳子管理者（登壇） ただ今、議題となりました議案第6号、城南衛生管理組合職員の給与に関する条例及び城南衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての提案理由のご説明を申し上げます。

議案第6号の参考資料をご覧ください。

本案は、一般職員について令和6年の国家公務員の給与等に関する人事院勧告の内容に準じて給料表及び職員手当の改定を行うほか、会計年度任用職員の報酬について所要の改定を行うものでございます。

2つ目の改正の内容でございますが、職員の給与に関する条例につきましては、①にございます、給料表の改定のほか、②の地域手当の改定、また③の扶養手当の改定等を行うものでございます。これらの項目につきましては、職員団体との交渉を重ね、合意した内容となっております。また、裏面（2）の会計年度任用職員の給与につきましては、地域手当の改正の反映などを行うものでございます。

3の施行期日でございますが、令和7年4月1日でございます。

よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○稲吉道夫議長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○稲吉道夫議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○稲吉道夫議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。議案第6号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○稲吉道夫議長 起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第7号 城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

○稲吉道夫議長 次に、日程第6、議案第7号、城南衛生管理組合職員職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松村管理者。

○松村淳子管理者（登壇） ただ今議題となりました議案第7号、城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての提案理由のご説明を申し上げます。

議案第7号の参考資料をご覧ください。

本案は、雇用保険法の一部改正に伴い、失業者の退職手当に係る関係規定について所要の改正を行うものでございます。

2つ目の改正の内容でございますが、就業促進手当のうち、就業手当が廃止されることに伴い、組合退職手当条例の規定の中、当該手当に関する規定の削除及び引用条項の整理等を行うものでございます。施行期日につきましては、令和7年4月1日でございます。

よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○稲吉道夫議長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○稲吉道夫議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○稲吉道夫議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。議案第7号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○稲吉道夫議長 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第8号 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例及び城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

○稲吉道夫議長 次に、日程第7、議案第8号、城南衛生管理組合職員の給与に関する条例及び城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松村管理者。

○松村淳子管理者（登壇） ただ今、議題となりました議案第8号、城南衛生管理組合職員の給与に関する条例及び城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての提案理由をご説明申し上げます。

議案第8号の参考資料をご覧ください。

本案は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されることから、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、給与条例及び退職手当条例の規定の中、禁固とありますところを拘禁刑に改めるものでございます。施行期日につきましては、刑法等の一部を改正する法律の施行の日、令和7年6月1日でございます。

よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○稲吉道夫議長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○稲吉道夫議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○稲吉道夫議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。議案第8号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○稲吉道夫議長 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議会議案第1号 城南衛生管理組合議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

○稲吉道夫議長 次に、日程第８ 議会議案第１号、城南衛生管理組合議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第３８条第２項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○稲吉道夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案については、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○稲吉道夫議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○稲吉道夫議長 これにて討論を終結いたします。

これより議会議案第１号を採決いたします。議会議案第１号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○稲吉道夫議長 起立全員であります。よって、議会議案第１号は原案のとおり可決されました。

日程第９ 閉会中継続調査の申し出について

○稲吉道夫議長 次に、日程第９、閉会中継続調査の申し出についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から会議規則第７２条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○稲吉道夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもちまして、今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和7年2月城南衛生管理組合議会定例会を閉会いたします。

なお、閉会に当たりまして、管理者から発言の申出がありますので、お受けいたします。

松村管理者。

○松村淳子管理者（登壇） 令和7年2月城南衛生管理組合議会定例会を閉会するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例議会におきまして、令和7年度一般会計予算をはじめ、本日提案をさせていただきました議案につきまして、いずれもご可決を賜りまして誠にありがとうございました。

令和7年度は、クリーン21長谷山長寿命化事業を推進させるなど、管内住民の安心安全な廃棄物処理事業を継続するため、職員一丸となり取り組んでまいる所存でございます。また、併せて地方財政の状況が厳しい中、今後も創意工夫を凝らしながら、住民感覚に沿った組合運営を着実に進めてまいりたいと存じております。

さらに、議員各位からいただきましたご意見、ご指導を念頭に置きながら、構成市町と緊密に連携し、安心安全な廃棄物処理事業の推進に、より万全を期し、管内住民の生活環境を守る本組合の基本使命をしっかりと果たし、住民の皆様の信頼と安心を一層得られますよう、職員共々さらなる努力を続けてまいりたいと存じます。

本定例議会は本日で閉会の運びとなりますが、議員各位におかれましては、今後とも組合行政への一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様のますますのご活躍をご祈念申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○稲吉道夫議長 以上でございます。お疲れさまでございました。

午前10時38分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

城南衛生管理組合議会

議 長 稲吉 道夫

副議長 福田佐世子

議 員 奥村 文浩

議 員 岡本 里美

参 考 資 料

(1) 予算特別委員会審査記録

(2) 議決議案

令和 7 年

城南衛生管理組合議会

予算特別委員会

審 査 記 録

予算特別委員会審査記録

日 時 令和 7 年 2 月 2 1 日（金）午前 1 0 時 0 0 分～午前 1 1 時 1 1 分

場 所 城南衛生管理組合クリーンパーク折居事務所棟 2 階大会議室

出席委員	中 村 正 公	委 員 長
	岡 田 久 雄	副委員長
	奥 村 順 一	委 員
	山 本 精	委 員
	奥 村 文 浩	委 員
	田 中 智 之	委 員
	辻 徹	委 員
	角 谷 陽 平	委 員
	徳 永 未 来	委 員
	中 村 麻伊子	委 員
	松 峯 茂	委 員
	稲 吉 道 夫	議 長（オブザーバー）
	福 田 佐世子	副 議 長（オブザーバー）

説 明 者	松 村 淳 子	管 理 者
	奥 田 敏 晴	副管理者
	川 田 翔 子	副管理者
	信 貴 康 孝	副管理者
	勝 谷 聡 一	副管理者
	西 島 寛 道	副管理者
	野 村 賢 治	専任副管理者
	その他幹部職員	

付託案件 議案第 4 号 令和 7 年度城南衛生管理組合一般会計予算

審査方法 付託案件については歳出から審査を行い、その方法及び順序は、次のとおり。

- ①議会費、総務費、公債費及び予備費を一括して審査
- ②衛生費を一括して審査
- ③歳入を一括して審査
- ④総括質問
- ⑤討論
- ⑥採決

午前10時00分 開会

○中村正公委員長 おはようございます。

会議前に、先般、宇治田原町長に就任されましたことに伴いまして、城南衛生管理組合副管理者に就任されました勝谷聡一町長より、皆さんにご挨拶の申出があります。

○勝谷聡一副管理者 失礼します。皆さん、おはようございます。

今、委員長にお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

このほど、2月9日付で宇治田原町長に就任いたしました勝谷と申します。それに伴いまして、城南衛生管理組合の副管理者にも就任をさせていただきました。副管理者といたしまして鋭意努力してまいりますので、委員の皆様におかれましては、ご指導、ご鞭撻をいただきますよう、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

お時間いただきまして、ありがとうございます。

○中村正公委員長 それでは、続きまして、会議前の連絡事項について、ご報告を申し上げます。

本日の委員会は、執行部側の説明、質疑応答については、着席したままで行うことを認めておりますので、よろしくお願いいたします。

ただ今の出席委員数は11人全員であります。既に定足数に達しておりますので、委員会は成立をいたしました。

ただ今から予算特別委員会を開催いたします。

議事に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、稲吉議長、福田副議長をはじめ、委員各位並びに正・副管理者におかれましては、何かとご多忙の折にもかかわらず本委員会に出席いただきまして、厚くお礼申し上げます。

本委員会は去る2月7日の本会議において設置をされ、同日に開催されました第1回目の委員会で正・副委員長を互選の結果、委員長には私、中村が、副委員長には岡田久雄委員が選出された次第であります。誠に不慣れではありますが、委員の皆様方には何かとご迷惑をおかけすることがあると存じますが、その点、どうぞご容赦いただきまして、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、あらかじめ管理者から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

松村管理者。

○松村淳子管理者 おはようございます。

本日、ここに令和7年城南衛生管理組合予算特別委員会が開催されましたところ、中村委員長、岡田副委員長をはじめ、委員各位におかれましては、何かとご多用の中、ご参集を賜り厚くお礼申し上げます。

また、稲吉議長、福田副議長におかれましては、公務ご多用の中、ご臨席を賜り誠にありがとうございます。

令和7年度におきましても、引き続き、「安心安全な工場運営」、「住民感覚に沿った行財政改革」、「循環型社会の構築に向けた事業の推進」の3つの基本方針の下、適正な廃棄物処理事業の継続に努めてまいり所存でございます。

また、クリーン21長谷山長寿命化事業など、今後の組織運営に必要となる大規模な事業に対しても継続して取り組むこととしております。

さらに、広域行政のスケールメリットを発揮し、市町と連携協働して、適正な廃棄物処理事業及びごみの減量化を推進することとし、令和7年度一般会計予算を編成いたしました。

令和7年度の予算の内容につきましては、「一般会計予算書及び予算説明書」並びに議案第4号参考資料、「令和7年度当初予算案の概要」のとおり、取りまとめをいたしましたところでございます。

それでは、案件の詳細につきまして、担当よりご説明させていただきますので、よろしくご審議いただき、ご可決を賜りますようお願いを申し上げます。

○中村正公委員長 それでは、議事に入ります前に、本委員会に付託されました議案第4号の審査の方法についてお諮りいたします。

審査の方法については、歳出から審査を行うこととし、議会費、総務費、公債費、予備費について一括して審議をしたいと思っております。

次に、衛生費について審議をしたいと思っております。

次に、歳入について、全款を一括して審査をし、最後に総括質問を行うことにしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村正公委員長 ご異議がないようですので、ただ今申し上げました方法で審査を行うことといたします。

[議会費・総務費・公債費・予備費]

○中村正公委員長 これより審査に入ります。本委員会に付託されました議案第4号、令和7年度城南衛生管理組合一般会計予算を議題といたします。

これより当局の説明を求めます。説明については、審査の順序に従いまして、各項目ごとに受けることにいたします。

それではまず、議会費、総務費、公債費、予備費について、一括して説明を求めます。

山本総務部長。

○山本晃治総務部長 ただ今議題となりました「議案第4号、令和7年度城南衛生管理組合一般会計予算」のご説明を申し上げます。

それでは、説明に入らせていただきますが、以降の説明におきまして、「令和7年度一般会計予算書及び予算説明書」につきましては「予算書」と、別冊の「議案

第4号参考資料、令和7年度当初予算案の概要」につきましては「概要書」と呼ばせていただきご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初に、概要書の表紙と目次をめぐっていただき、次の1ページをご覧くださいます。

一番下に記載をしておりますが、令和7年度当初予算総額といたしましては、67億1,725万6,000円となり、対前年度比較では13億4,345万7,000円の増加となっております。

また、事業費の主要な財源である市町分担金につきましては、37億8,911万3,000円となり、対前年度比較で1億4,851万円の増加となっております。

それでは、歳出予算につきまして、議会費、総務費並びに公債費、予備費の順にご説明を申し上げます。

まず、予算書13ページをご覧くださいます。

議会費からご説明を申し上げます。議会費では、組合議会議員22人の報酬、200万6,000円をはじめ、旅費181万8,000円、会議録反訳調整に係ります委託料として95万4,000円など、議会費合計で487万8,000円を計上いたしております。

次に、総務費についてご説明申し上げます。予算書14ページから18ページの総務費では、組合の事務部門の管理運営に要する人件費及び物件費等を計上いたしております。

それでは、費目ごとに順次ご説明を申し上げます。

最初に、予算書14ページから15ページの一般管理費をご覧くださいます。

予算額は、特別職7人の給与1,369万3,000円及び一般職員96人中、管理部門に属する37人分の給与3億2,244万4,000円を計上いたしましたほか、会計年度任用職員及び臨時的任用職員の給与、職員健康診断等の委託料など、総額3億7,955万9,000円を計上いたしております。

人件費の状況につきましては、概要書の4ページをご覧くださいます。

令和7年1月1日現在の人員及び給与を基に、定期昇給などを考慮し、計上いたしております。下から3行目にございますように、人件費の総額は8億4,717万6,000円で、対前年度比較2,289万9,000円、2.6%の減少となっております。

関連いたしまして、概要書の17ページ及び18ページをご覧くださいます。

ここでは、平成30年度以降に取り組みました機構改革等のほか、令和7年度の民間委託の状況について記載をしております。

また、安心安全な工場運営体制と推進といたしまして、概要書19ページにソフト面、ハード面における取組概要をまとめておりますので、ご覧おきます。

次に、予算書にお戻りいただきまして、15ページ下段から16ページの文書広報費をご覧くださいます。

予算額は、広報紙の発行と環境ふれあいひろばの運営経費、環境ふれあいフェスタの開催に要する経費など、2,225万8,000円を計上いたしております。

概要書24ページをご覧くださいます。

循環型社会の構築に向けた広報啓発事業の概要を記載いたしております。令和

7年度も管内住民の環境意識の向上を図るため、広報紙やSNSなど、それぞれの特性を生かし、情報発信力の強化に努めますほか、また、令和6年度にオープンした「環境ふれあいひろば」を拠点として、さらに充実した環境啓発活動を推進することといたしております。

主な取組内容といたしましては、広報紙、ホームページ、SNSによる情報発信のほか、リユースコーナーの運営、セミナーやイベントの開催、エコ・アクション・ポイントの導入等を通じて、より効果的な環境啓発を実施することとしております。

次に、予算書にお戻りいただきまして、16ページの2段目の財政管理費をご覧ください。

電算システムに係る保守委託料やOA機器の購入費など、合計1,978万9,000円を計上いたしております。

なお、財政調整基金の現在高の状況等につきましては、概要書9ページをご覧ください。

財政調整基金は、これまで市町分担金の負担軽減を図るため、職員の退職手当の一部や補正予算の財源の一部に充当しております。令和7年度当初予算では、取崩しを予定せず、令和7年度末現在高を3億2,527万4,000円と見込んでおります。

次に、予算書にお戻りいただきまして、17ページ上段の会計管理費をご覧ください。

共通事務用品の一括購入費や火災保険料など、合計704万7,000円を計上し、また、中段の企画費では、環境マネジメントシステムに係る外部評価等謝礼金など、合計47万2,000円を計上いたしております。

なお、環境マネジメントシステム及び地球温暖化対策につきましては、概要書の20ページにその取組の概要を記載しておりますので、ご覧おき願います。

次に、予算書の17ページ下段の公平委員会費では、委員報酬など3万円を計上し、続く18ページの監査委員費では、委員報酬など31万2,000円を計上いたしております。

続きまして、公債費及び予備費についてご説明を申し上げます。

まず、交際費でございますが、予算書の27ページをご覧ください。

令和7年度は、償還の進捗により元金が減少した一方で、令和6年度債の利子が増加したことで、元金で6億567万3,000円、利子で3,118万円、合計6億3,685万3,000円を計上いたしております。

概要書の16ページをご覧ください。

今後の組合債の現在高と償還額の推移につきまして、現時点の事業計画によります今後の見込みをグラフでお示しをしております。

この間、平成21年度償還額の約13億7,000万円をピークに、これまでの建設事業の財源として借入れしました起債の償還が順次終了し、太枠の令和7年度予算の償還額は、ピーク時の約5割となる6億3,670万5,000円となっております。

公債費の中期的な見込みといたしまして、折れ線グラフでお示ししております現在高につきましては、下の表の②のリサイクルセンター長谷山建設や、③のク

リーパーク折居建設、④のごみ中継施設建設、⑤の新事務所棟建設や現在取り組んでおります⑥のクリーン21長谷山長寿命化事業に係る組合債発行により、令和9年度までは70億円前後で推移いたしますが、その後は減少に転じる見込みとなっております。

一方、棒グラフでお示ししております償還額につきましては、今後も折居清掃工場更新事業債等の償還が進みます中、令和13年度までは償還額の増加が見込まれますが、以降は償還額が減少するものと見込んでおります。

次に、予算書にお戻りいただきまして、28ページ、予備費でございますが、前年度と同額の500万円を計上いたしております。

議会費、総務費並びに公債費、予備費の説明は以上でございます。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○中村正公委員長 これより議会費、総務費、公債費、予備費についての審査に入ります。

なお、質問に際しましては、「予算書もしくは予算案の概要書の何ページの項目について質問」というふうをお願いいたします。

それでは、質疑はございませんか。

奥村順一委員。

○奥村順一委員 それでは、1つだけ質問させていただきます。概要書の4ページでございます。人件費についてでございます。

その特別職、議員、そして、非常勤職員の下の一般職の96名についてお伺いをさせていただきたいと思っております。

ちなみに、令和6年度の当初予算の概要を見させていただきますと、令和5年度は一般職が95人、そして、令和6年度が97人、そして、令和7年度は96人となっております。並行いたしまして、そのうちのフルタイム再任用人数、並びに、再任用短時間勤務職の方々の人数もその年度によってまちまちというふうになっておりますが、その理由についてお聞かせいただきたいと思います。

○中村正公委員長 馬淵総務課長。

○馬淵武志総務課長 人件費の職員数なんですけども、これは、各年の1月1日現在の人員を基に当初予算を計上しているため、各年度の人員数が異なっていることになっております。

概要書の4ページの職員数で説明させていただきますと、令和6年度の予算につきましては、令和6年1月1日時点の人員ですので、令和5年度の執行体制、それが一般職97人と再任用の短時間勤務職2人で積算して予算を計上しております。

令和6年4月1日には、退職や採用によりまして人員が増減し、令和6年度の執行体制というふうになりますので、令和7年度の予算につきましては、令和6年度の人員体制、それが一般職96人と再任用短時間勤務職が0人ということで積算しておりますので、人員数が異なるということになっております。

○中村正公委員長 奥村委員。

○奥村順一委員 ありがとうございます。

その背景で、これは私の推測なんですけれども、令和5年度から6年度に対しては組織の機構を変更されているところもあると思いますし、新しい事務所棟の建設、それから、それに伴う移転、引っ越し作業などもあったりするので、このような状態になっているのかなというふうに思います。

そこで、今後、一般職、そして、そのうちのフルタイム再任用並びに再任用短時間勤務職、この人数については、今後どのような考え方をお持ちなのか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

○中村正公委員長 馬渕総務課長。

○馬渕武志総務課長 当組合では、簡素で効率的な組織運営を基本としておりまして、今後も、住民の皆様や構成市町の要請、それから、法改正等の対応を行うために必要な事業、所属には人員配置を行い、組織力の強化、安心安全な工場運営を行っていききたいというふうに考えております。

平成30年度からは、クリーンパーク折居における長期包括運営委託、また、し尿処理方式変更の開始によりまして、クリーン21長谷山における直営職場の保持、技術継承を行う組合工場運営の体系がある程度完成したというふうに考えておりますので、当面は平成30年4月に改正しました職員定数100名を上限とした規模による組織運営を考えております。

○中村正公委員長 奥村委員。

○奥村順一委員 ありがとうございます。

それでは、今のお話、いろいろと今後も事業があると思うんですけれども、最大100名を上限としてということでございますね。

社会的な背景として人材確保が非常に難しい時代と言われています。しっかりと職員の方々の研修に励んでいただくとともに、コスト面も大事にしていきたいというふうに思います。

そして、何よりも住民サービスに引き続き尽力いただきますことを要望いたしまして、質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

○中村正公委員長 ほか、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中村正公委員長 それでは、ここで、議事進行を岡田副委員長に交代します。

○岡田久雄副委員長 暫時休憩いたします。

午前10時22分休憩

午前10時23分再開

○岡田久雄副委員長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

質疑はございませんか。

中村正公委員。

○中村正公委員 私からは、1点お聞きしたいと思います。

循環型社会の実現に向けた取組についてですが、概要書の1ページと24、25にあります。令和7年度の事業実施に関する基本方針、これの7つ目に「地域・大学と連携・協働して、循環型社会の実現に向けた取組を進める」というふうにあります。

令和6年度に循環型社会推進会議を立ち上げて、3回の会議を開催してきたと思います。第3回推進会議が先日2月18日に開かれ、ここで、家庭系ごみ袋の有料化について、それと、ごみ減量施策に関する提言、この案が議題に上げられていますが、循環型社会推進会議の目的と、この間の議論を簡単に説明してください。

○岡田久雄副委員長 五十嵐循環型社会推進課長。

○五十嵐正和循環型社会推進課長 ありがとうございます。

この8月から開催いたしております循環型社会推進会議でございますけれども、これは、学識の方、それから、市民から選ばれた11名の方、あと、議員の方、それから、市町の方5、6名を含む21名で、ごみの減量化についてこういった手法があるのかというのを3回の会議を持って検討して、最終、年度内に組合及び関係市町の方へ提言をするというのが開催のそもそもの趣旨でございます。

これまでの議論でございますけれども、8月21日に第1回会議を開催いたしております。

その際は、家庭ごみの大部分を占めるのは、紙ごみ、生ごみ、プラごみであるということでございまして、それを減らす方法についてご議論をいただいたところでございます。

その中で、若い方の意見も聞こうという話が委員から出まして、11月2日に立命館宇治高校との意見交換ワークショップを開催いたしましたところでございます。各委員と高校生との活発な意見交換を行ったところでございます。

12月10日に第2回会議を開催いたし、様々な減量施策について、他府県の先進事例なんかも踏まえて、ご議論をいただきました。

ただ、報道等にもありますように、郡嶋委員長からその際に提案がございました。「ごみ減量のために分別をするとポイントがもらえるようにすれば、分別が進む」と。「ごみ減量に必要なごみ袋有料化は、ポイントの原資にもなる」と。「有料化によりごみの減量を行い、減量化活動によってポイントを獲得できれば、二重にごみの減量ができる」と。「ごみ袋はポイントで買えるので、分別を頑張っている人には経済的な負担がない」というポイント制度について提案がなされました。

これにつきましては、賛否両論の意見がございまして、そもそも、ごみの有料化について前提にしておりますので、その部分の議論がしっかりできていないということで、その部分を次回、しっかり議論しようということになったところでございます。

2月18日、先ほど委員のご指摘もございました第3回会議を開催いたしましたところでございます。そこで、議論をいろいろしたところでございます。

その中で有料化について各委員全員から様々な意見が出たんですけれども、主なものとしましては、「分別の徹底を図るために、住民の理解を十分得ながら有料化を進めるべき」といった意見や、「財政措置の話があるなら有料化は理解するが、減量状況をしっかりマネジメントすべき」とか、「有料化も致し方ないと思うが、本音で言えば嫌だろうから、得られた財源を住民サービス向上に活用するなど、市民の方に理解してもらえそうな材料が必要だろう」とか、「収集に来られている方のご苦勞を見ていると有料化も理解するが、不法投棄や外国人への対応など、デメリット部分もしっかりみんなで考えていきましょう」とか、「総論賛成だけれども、細かな気になるところもあるので、減量効果や額の妥当性など、市民の理解を得ながら進めることが必要である」など、様々なご意見を頂戴しているところでございます。

有料化につきましては、そういう議論がございまして、全体としまして、5つの提言内容となりまして、紙ごみの削減対策。これにつきましては、古紙・雑がみの回収について、分別方法の分かりやすい啓発と意識改革、それから、民間拠点なんかの分かりやすい周知をすべきである。

生ごみの削減対策につきましては、生ごみの「3キリ運動」、食べ切り・水切り・使い切り、これの普及啓発を進めるべきである。

フードドライブの取組の店舗の周知。実はこれも1階の方で企画展の方でもさせていただいているんですけれども、それから、生ごみ処理機。これも今1階の企画展で、「キューロ」という消滅型生ごみ処理機を実演させていただいているんですけれども、こういったものやコンポストなどの普及啓発も考えていくべき。

3番目がプラスチックごみの削減でございまして、これは脱プラのマイボトルの啓発もございまして、プラスチック使用製品の一括回収、これの推進。

その他として、エコポイントを活用した分別やリユースの促進策について、しっかり考えましょうといったところであるとか。

○岡田久雄副委員長 すいません、もうちょっと簡潔に。

○五十嵐正和循環型社会推進課長 簡潔に。分かりました、すいません。

最後の経済的インセンティブにつきましては、「資源化できるものは可能な限り分別の徹底を図る必要があり、住民の理解を十分に得ながら有料化を進めるべき」といったような議論がされているところでございます。

○岡田久雄副委員長 中村正公委員。

○中村正公委員 結局、有料化の議論がされたということですよ。

今、提言について話がありましたが、衛管のホームページに載せてありました第3回の推進会議の案内のその資料を見ても、そこに、ごみ減量政策に関わる提言、この中の5項目、今言われました。このときには何も空白だったんですけども、それがそこには有料化が載るということではないんですか。

5項目の経済的インセンティブの活用の項というのは、この時点では空白、今のは有料化をという話がありました。

この推進会議の家庭系ごみ有料化については、第3回ではかなり熱い議論がされたというふうにお聞きしていますが、提言でこのまま有料化を載せていくというこの中身ですね、これを出されてくるということでしょうか。

○岡田久雄副委員長 五十嵐循環型社会推進課長。

○五十嵐正和循環型社会推進課長 ありがとうございます。

まず、ホームページに載せております第3回の資料の中に、5番目の経済的インセンティブの活用というところは、ご指摘のように空欄になっております。

これは、第2回の協議の際に、この部分についてはまだしっかり議論できていないので、しっかり議論しましょうと。逆に言いますと、それ以外の部分については、おおむねまとまりましたので、まとまっていない経済的インセンティブについては、そのときに議論しましょうということで空欄にしております。

その中で、熱い議論がされて、先ほど申しましたような提言がされたということでございます。

○岡田久雄副委員長 中村委員。

○中村正公委員 ごみ袋の有料化については、様々な意見がありますよね。そもそもこの家庭系ごみ袋の有料化についての議論が、この衛管の循環型推進会議の場で議論されるという、ましてそれが提言としてまとめられるということは、やはり各市町に影響を与えるわけじゃないですか。そういうこと自体がおかしいというふうには考えていないんでしょうか。

○岡田久雄副委員長 野村専任副管理者。

○野村賢治専任副管理者 そもそもこの循環型社会推進会議といいますのが、地球温暖化を防止するためにもごみを減量する、あるいは、3Rによってごみを減らしていこうと。そのためにどういったことができるかということを、アイデアを出していただいたり、意見交換をしたりしていただく、そういう場でございます。

ごみ袋の有料化につきましても、当初、城南衛生管理組合で住民の皆様にご意見を募集したときにも、ごみ袋の有料化は有効だというようなご意見も出ておりました。

また、第1回の会議のときにも、委員さんから、ごみ袋の有料化というのも手法としてあるよねという話は出ておりましたので、この循環型社会推進会議でごみを減らす手法の1つとして、ごみ袋の有料化というのを議論するのは全然おかし

くないかなというふうに考えておりますが、第2回のときに、「あまりしっかり議論ができてないのに、提言の中に書き込むのはどうか」という意見がございましたので、じゃ、もう1回しっかり第3回目に議論しましょうということで、その欄は空欄にしたままで、書くのか、書かないのかということを議論していただいて、その結果、先ほどご説明させていただいたように、十分理解を得ながら、有料化を進めるべきというような取りまとめになったという経過でございます。

以上です。

○岡田久雄副委員長 中村正公委員。

○中村正公委員 これで最後にしますけども、衛管というのは一部事務組合ですよ。ごみの有料化の問題は、本来、各自治体で決めることです。各市町の首長や議員は住民の直接選挙で選ばれますが、ところが、一部事務組合の衛管議員、私たちは市民から直接選ばれていません。市民からの直接信任も得ていないものの、衛管が各市町のこの問題を今扱っていることは、事務権限を越えて、家庭ごみの袋の有料化を検討すること自体、越権行為というふうに僕は言わざるを得ないと思うんですが、ごみ袋の有料化の問題が衛管で引き続き議論されていくとしたら、大きな問題だというふうに指摘して、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○岡田久雄副委員長 暫時休憩いたします。

午前10時35分休憩

午前10時36分再開

○岡田久雄副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
議事進行を中村委員長に交代いたします。

○中村正公委員長 ほかに質疑はございませんか。
松峯委員。

○松峯 茂委員 今、議論も聞かせていただいていたんですけども、私は、推進会議でごみ袋の有料化についても議論をいただくということは、これ十分理解ができることだというふうに思っています。

3市3町でやっぱり衛管の中で、事務組合といえども、いろいろとごみ減量の問題とか、温暖化の問題とかということは、やはり足並みをそろえながら考えていかなきゃいけない問題だというふうに思っています。

その中で、各市町それぞれがごみ袋有料化について議論されるのも、これは結構やと思うんですけども、やはり3市3町がこうやって寄って事務組合の中で議論をしながら、そして、減量化も進めながら、分担金もそれぞれが持つわけですから、やっぱりそこは衛管としてどういう方針を持っていくのかということが、私は大事なことだというふうに思いますが、その点については、どう思われますで

しょうか。

○中村正公委員長 野村賢治専任副管理者。

○野村賢治専任副管理者 松峯委員がおっしゃるとおり、城南衛生管理組合というのは、3市3町によって構成されている。しかも、その3市3町から議員さんを出していただいているということで、間接ではありますがけれども、この城南衛生管理組合の議会で議論すること、それは、この城南衛生管理組合の仕事に限ってはありますけれども、それぞれの責任を持ったご意見をいただけるものというふうに考えておりますので、特に、それぞれの市町ではなかなか議論のしづらいもの、あるいは、横と調整しづらいものもございますので、そういう広域行政を一緒にやっていくために、この城南衛生管理組合というのは必要な組織であろうと思っておりますので、ぜひいろんな角度で議論していけたらというふうに思っております。

以上です。

○中村正公委員長 松村管理者。

○松村淳子管理者 ただ今、野村専任副管理者の方からもご答弁させていただきましたが、私ども構成市町6市町は、ごみそのものをどういうふうに処理していくかというのを共同で考えていこう、広域的に考えていこうという形の中で、この城南衛生管理組合のごみ処理という機能ができてきているのかなというふうに考えております。

そういうことから考えますと、私どもそれぞれ構成市町の首長自身は、管理者あるいは副管理者として、この城南衛生管理組合の運営・経営にしっかりと関わっている、また、各市町から選ばれた議員の方々が関わっていただいている、これこそが、広域的にこのごみをどういうふうにしていくのかと考える大きな、そういう意味では要素かなというふうに思っております。

今、松峯委員の方からございましたように、しっかりと横の連携をしながらごみを減らしていく、このことについては、私ども管理者、副管理者が責任を持って議論させていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○中村正公委員長 松峯茂委員。

○松峯 茂委員 ありがとうございます。

私も、その市町で有料化にするかどうかというのは、これはまた議論を尽くしてもらって、市町で判断していただくことも大事だというふうに思っています。

しかしながら、こうやって寄って議論をしていく中で、やはり南部の地域、そして、3市3町が発展するような市町でなくてはいけないというふうに思っていますので、私も議員である限り、責任を持って判断をさせていただきたいというふうに思っておりますので、それぞれが力を持って頑張っていきたいと思いま

すので、よろしくお願いいたしますと思います。

○中村正公委員長 ほか、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中村正公委員長 では、ほかに質疑がないようですので、以上で議会費、総務費、公債費、予備費についての審査を終結いたします。

[衛生費]

○中村正公委員長 次に、衛生費について説明を求めます。
山本総務部長。

○山本晃治総務部長 続きまして、衛生費全般についてご説明申し上げます。

衛生費は、組合の根幹業務でありますし尿及びごみ処理事業に要する経費が主なものでございます。

それでは、費目ごとに順次ご説明申し上げます。

まず、予算書の19ページ上段の清掃総務費をご覧ください。

ここでは、し尿、ごみ部門の管理運営に従事する一般職員等の人件費及び組合各施設の場内整備管理業務等委託料などを計上いたしております。

清掃総務費の合計額は5億1,404万4,000円となり、対前年度比較では3,747万8,000円の減額となっております。

この要因は、令和6年度予算に計上しておりました長谷山エリア搬入道路に係る修繕料2,618万円の皆減のほか、一般職員給の減などにより、この費目に計上しております人件費が減額となったことなどによるものでございます。

次に、予算書の19ページ下段から20ページ上段のし尿委託費をご覧ください。事業協同組合への一括委託を実施しておりますし尿の定期収集、臨時収集などに要するし尿収集運搬委託料など、総額1億5,015万3,000円を計上しており、対前年度比較で166万1,000円の増額となっております。

これは、し尿の収集運搬委託台数が減少した一方で、し尿収集運搬業務に係る軽油単価などが上昇したことによるものでございます。

次に、予算書の20ページ中段の徴収費をご覧ください。

し尿処理手数料徴収事務に要する経費、合計1,127万7,000円を計上しており、対前年度比較で753万9,000円の増額となっております。

これは、し尿処理手数料に係る収納システムの改修費用及び機器更新費用が増加したことなどによるものでございます。

次に、予算書の20ページ、下段から21ページ上段のし尿処理費をご覧ください。

し尿処理費の総額は1億3,750万9,000円となり、対前年度比較では1,440万9,000円の減額となっております。これはクリーンピア沢の下水道使用料及び工場置き換え修繕料の減などによるものでございます。

ここで、概要書の22ページの上の表をご覧ください。

ここでは、過去5年間のし尿及び浄化槽汚泥の搬入実績と令和6年度、7年度の推計量をお示ししております。令和7年度の処理計画では2万3,480㎤のし尿及び浄化槽汚泥を処理する予定でございます。

なお、全体搬入量は、令和元年度実績の68%に減少する見込みでございます。

続きまして、ごみ関係経費のご説明を申し上げます。

予算書にお戻りいただきまして、21ページ中段から22ページのごみ焼却費をご覧ください。

ごみ焼却費の総額は、17億6,277万7,000円となり、クリーンパーク折居の維持補修費等の変動に伴う運営業務委託料の増、クリーン21長谷山の修繕料の増などにより、対前年度比較では1億2,248万8,000円の増額となっております。

ごみ焼却費の内訳につきましては、概要書の3ページをご覧ください。

表2、上の表の中ほど、ごみ焼却費の欄に記載しておりますとおり、クリーン21長谷山に要する経費として12億9,444万9,000円、クリーンパーク折居に要する経費といたしまして4億6,832万8,000円を計上いたしております。

次に、予算書にお戻りいただきまして、22ページの中段のごみ中継費をご覧ください。

ごみ中継施設の維持管理を含む運営委託料に加え、ごみ中継車両の維持管理経費など、総額1億2,023万9,000円を計上いたしております。

令和7年度は施設の稼働開始から3年目を迎え、設備、機器類の点検整備の増により運営委託料が増加することなどから、前年度比較で2,747万2,000円の増額となっております。

次に、予算書22ページの下段から23ページのリサイクル費をご覧ください。

缶、瓶、ペットボトルなどの資源化委託に要する経費や、プラスチック製容器包装の資源化委託に要する経費などを計上いたしております。

リサイクル費の総額は3億3,031万7,000円となっており、対前年度比較で178万5,000円の増額となっております。

次に、予算書23ページ下段から24ページのごみ破碎費をご覧ください。

リサイクルセンター長谷山における破碎選別処理に必要な運転経費のほか、破碎廃棄物の運搬及び処分委託料、施設改修整備工事費など、総額2億9,811万6,000円を計上いたしております。

令和7年度は、工場の改修整備工事費の減などにより、対前年度比較で7,031万円の減額となっております。

次に、予算書25ページのごみ埋立費をご覧ください。

ごみ埋立費は、グリーンヒル三郷山及び奥山埋立処分地排水処理施設の維持管理費、大阪湾広域廃棄物埋立処分地整備事業負担金などでございまして、合計で1億105万円を計上いたしております。

対前年度比較では2,184万3,000円の減額となっております。

これはグリーンヒル三郷山の改修整備工事費が減少したことなどによるものでございます。

概要書の２７ページ、グリーンヒル三郷山の埋立処分実績と埋立計画の概要等を記載しておりますので、ご覧おきます。

また、概要書の２８ページに、奥山埋立処分地の廃止に向けた検討業務につきまして、現状と課題について記載しております。

奥山埋立処分地につきましては、最終処分場の廃止基準のうち、浸出水の水質及び埋立ガスの発生の２項目が課題となっております。

浸出水につきましては、令和６年度に排水基準値の見直しを行いましたところで、令和７年度も引き続き廃止に向け、水質及び埋立ガスに係るモニタリング調査等を行うこととしております。

最後に、予算書にお戻りいただきまして、２６ページのクリーン２１長谷山長寿命化事業費をご覧願います。

クリーン２１長谷山では、令和５年度からクリーン２１長谷山長寿命化総合計画に基づく基幹的設備改良工事を継続しており、令和７年度につきましては、基幹的設備改良工事費や設計施工監理委託料、事務経費など、総額２２億１，５５７万６，０００円を計上いたしております。

概要書の２６ページをご覧願います。

工事３年目となる令和７年度は、令和６年度に引き続き、燃焼ガス冷却設備及び排ガス処理設備の更新等を行うとともに、新たに給水設備、電気設備等の更新等を計画しております。

衛生費関係の説明は以上でございます。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○中村正公委員長 これより、衛生費の審査に入ります。

質疑はございませんか。

徳永委員。

○徳永未来委員 よろしくお願ひいたします。

概要書の２７ページ、２８ページの埋立処分地の件でお伺いしていきたいと思ひます。

まず、すいません、不勉強で申し訳ないんですけども、埋立処分地の浸出水が最終的にどこの川に流れていくのか、教えていただひてよろしいでしょうか。

○中村正公委員長 角田グリーンヒル三郷山所長。

○角田賢祐グリーンヒル三郷山所長 奥山埋立処分地の処理水に関しましては、城陽市にあります長谷川、それと、グリーンヒル三郷山の放流水につきましては、宇治田原町にあります田原川の方に放流しております。

以上です。

○中村正公委員長 徳永委員。

○徳永未来委員 ありがとうございます。

2つの川に、浸出水については流しているというふうなことですけれども、ちょっと最近話題になっておりますP F A Sですけれども、城陽の方の長谷川ではないのかも、ちょっとどちらの川か、すいません、きちんと調べてなかったんですけれども、基準を超えるようなP F A Sが検出されたとか、京都府内でも他の地域で、最終処分地の周辺でP F A Sが基準値を大きく超えるというふうなものが検出されてるんですけれども、城南衛生管理組合のこの2つの施設について、P F A Sの検査は、今どういうふうな形で行われているのか、お聞きしてもよろしいでしょうか。

○中村正公委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 P F A Sの関係でございますけれども、色々な河川等で測定されていて、今暫定の基準値ということで10当たり50ngというものが設定されて、その暫定の基準値を超えているというような状況があるということは認識をさせていただいております。

処理水、埋立処分場から処理水等の測定につきましては、基本的には法令等の基準に基づくことが大変重要であるというふうに考えておりまして、現在、明確な基準値等が示されていないという段階でございますので、今のところ、測定を行うということは考えていないということでございます。

○中村正公委員長 徳永委員。

○徳永未来委員 基準を法定で定められていないということですが、実際、周辺の自治体で出ているというふうなことが発表される中で、城南衛生管理組合の中の処分地については、安全だということが言えるというふうに思っておりますか。

○中村正公委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 もちろん河川で測られているというのも、一応暫定の基準値であるとか目標値という形ではございますけれども、水道の基準と同じような形でされておりまして、今の時点では、国の方で、最終的な基準値をつくるために、どのような状況であるかというのを状況調査という形でされているのかなというふうに思っておりますので、この河川で出る50という数字自体も、これが超えては駄目とかというようなものではなくて、調査の中でそういうことがされているというところでございます。

最終的に、放流水にどういうふうな基準値なりが設置されるかというところも十分注視しながら進めていくべきと考えておりますので、現在のところは、測定はしない方向で考えております。

以上です。

○中村正公委員長 徳永委員。

○徳永未来委員 どういうふうな基準が国の方で設けられるかということを注視されているということですが、待っている間にもどんどん流出するおそれもあるということが十分考えられるというふうなことですし、先手を打って行動していくということも大切なんじゃないかなと思うんですけれども、城南衛生管理組合の方では、周辺自治体、周辺住民の方の健康安全というふうなことをやっぱり一番に考えながら、運営の方をしていっていただきたいと思いますので、ぜひ早めに対策を打てるような形で検査の方を進めていっていただきたいと思います。

以上です。

○中村正公委員長 それでは、ほかに質疑はありませんか。

奥村委員。

○奥村順一委員 すいません。概要書の22ページの表の下のごみの搬入実績と推計について、ちょっとお伺いをしたいと思います。

令和元年度から右へ行きますと、数値が徐々に減っているのですが、令和6年度、数値が上がっています。この理由というか、どういうふうな仕組みでこういうふうなことになっているのか、もしお分かりであれば、お聞かせいただきたいと思います。

○中村正公委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 こちらの方、予算概要書22ページのごみの搬入量と実績と推計のグラフでございますけども、令和5年度までは実績の方を、令和6年度以降は推計の方を示させていただいております。

この令和6年度の推計というのが、令和5年度時点で次年度、令和6年度の搬入量を各構成市町さんの方で推計した量を足し合わせた数値ということにさせていただいております。

通常、各構成市町では、過去数年の搬入実績を参考にしながら、次年度の搬入量を推計されておりまして、例えばですけれども、令和6年度の推計値は、令和4年度とか令和3年度の数値を参考に算定するなどの方法で行っておられるということです。近年のようにごみが減少傾向にある状況では、推計値が実績よりも少し大きくなってしまうということがあるということです。

以上です。

○中村正公委員長 奥村委員。

○奥村順一委員 ありがとうございます。それぞれの市町の集計であるということでした。

城南衛生管理組合としても、日夜、ごみの減量に努めていただいているわけですので、年度が変わりまして、成果が出るように、その結果を期待いたしまして、質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

○中村正公委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中村正公委員長 ほかに質疑がないようですので、以上で衛生費についての質疑を終結いたします。

[歳入全款]

○中村正公委員長 次に、歳入全款についての説明を求めます。

山本総務部長。

○山本晃治総務部長 それでは、続きまして、歳入全款についてご説明を申し上げます。

まず、分担金及び負担金でございます。

予算書 8 ページ及び 9 ページをご覧ください。

分担金及び負担金は、3 市 3 町からの市町分担金として、9 ページの表の下段の合計欄の一番右の計でございますが、し尿分担金 5 億 2,059 万 1,000 円、ごみ分担金 32 億 6,852 万 2,000 円、合計 37 億 8,911 万 3,000 円を計上いたしております。

次に、概要書の 15 ページをご覧ください。

ここでは、事業費及び分担金の推移を記載しております。

棒グラフでお示ししておりますのが事業費、折れ線グラフでお示ししておりますのが分担金の推移でございます。

グラフのとおり、これまでも建設事業の実施や団塊の世代の退職者数の増加に伴い、歳出総額が増加する中でも、市町分担金につきましては、負担の平準化に最大限努めてまいりました。

令和 7 年度につきましても、物価高騰の影響で各種経費の増加が見込まれますが、歳入面では、国庫支出金や起債等の特定財源や財産収入、廃棄物発電収入等の分担金以外の財源の確保に努め、また、歳出面では、各事業の実施年度の精査や工事等の実施方法の見直し、再検討などを積み重ねまして、費用の低減と平準化に努めた予算といたしました結果、市町分担金当初予算額は 37 億 8,911 万 3,000 円となっております。

構成市町別の分担金の状況につきましては、概要書の 11 ページに詳細を記載しておりますので、ご覧をお願いします。

次に、予算書にお戻りいただきまして、10 ページ上段及び中段の使用料及び手数料をご覧ください。

使用料では、行政財産使用料として、鉄塔敷や職員駐車場等の用地使用料 117 万 4,000 円を、手数料では、衛生手数料として 4 億 3,531 万円を計上いたしております。

概要書の 12 ページをご覧ください。

し尿処理手数料は、下水道の普及により、し尿収集世帯は前年度比較 7.6% 減

となる2,113世帯に減少するものと見込んでおり、引き続き減少しております。

また、浄化槽汚泥手数料につきましても、前年度量比較で1,245㎤、7.4%の減少に応じた金額を見込んでおります。

ごみ処理手数料につきましては、ごみ及び剪定枝の搬入量の減少に伴い、対前年度比較で590万2,000円、1.6%の減額の見込みとなっております。

概要書の12ページの一番上に四角で囲んでおりますが、これら清掃手数料に行政財産使用料を加えた合計では4億3,648万4,000円で、対前年度比較898万8,000円の減額となっております。

次に、国庫支出金でございます。

概要書12ページの下段をご覧ください。

クリーン21長谷山長寿命化事業に、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金として10億7,527万1,000円を計上いたしております。

なお、交付金の交付率は、交付対象事業費の2分の1となっております。

次に、予算書にお戻りいただきまして、11ページ上段及び中段の財産収入をご覧ください。

財産運用収入では、財政調整基金の運用収入74万6,000円を計上いたしております。

次に、財産売払収入では、資源化物の売払収入等、合計1億7,365万4,000円を計上いたしております。

資源化物の売払収入の明細につきましては、概要書13ページの下の表をご覧ください。

破砕選別有価物の鉄の売却単価の減少などにより、前年度比較で、右下に記載しておりますとおり247万8,000円の減額となっております。

次に、諸収入でございます。

概要書14ページ上段をご覧ください。

組合預金利子として、歳計現金等の運用利子94万9,000円を計上し、雑入としてクリーン21長谷山及びクリーンパーク折居の廃棄物発電収入など、1億9,863万9,000円を計上いたしております。

廃棄物発電の売電量の減などにより、諸収入の総額で前年度比較3,222万8,000円減の1億9,958万8,000円を計上いたしております。

最後に、組合債でございますが、概要書14ページ下段をご覧ください。

令和7年度は、クリーン21長谷山長寿命化事業に充当する財源として10億1,630万円、クリーン21長谷山のLED照明改修事業に充当する財源として2,430万円、リサイクルセンター長谷山のEVフォークリフト購入に充当する財源として180万円、総額10億4,240万円の借入れを計上いたしております。

うち2,610万円につきましては、脱炭素化推進事業債を利用した借入れを行うこととしております。

歳入全款の説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

なお、予算書39、40ページに債務負担行為に関する調書、41ページに組合債の現在高見込額に関する調書、42ページには令和7年度市町分担金負担率表

を添付しておりますので、ご覧をお願いします。

説明は以上でございます。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○中村正公委員長 これより歳入全款の審査に入ります。

質疑はございませんか。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中村正公委員長 では、質疑がないようですので、以上で歳入全般についての審査を終結いたします。

以上で各項目の審査を終結いたします。

[総 括]

○中村正公委員長 これより総括質問を行います。

質問はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中村正公委員長 以上で総括質問を終結いたします。

以上で全ての審査を終結いたします。

[討 論]

○中村正公委員長 これより討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中村正公委員長 討論がないようですので、以上で討論を終結いたします。

[採 決]

○中村正公委員長 これより議案第4号を採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり決するに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○中村正公委員長 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたします。

なお、本会議における委員長報告の作成については、正・副委員長にご一任を願いたいと思います。

また、不適切な言葉等がございましたら、委員長において精査させていただきますので、ご一任を願いたいと思います。

予算特別委員会を閉会するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、委員各位におかれましては、終始、円滑、熱心なご審議をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

理事者各位におかれましても、審査の円滑な運営にご協力をいただきまして、誠にお礼を申し上げます。

また、併せて、岡田副委員長の協力によりまして、委員会が滞りなく運営できたことを、ここに改めてお礼申し上げます。ありがとうございました。

本日で予算特別委員会の審査は全て終了したわけですが、改めまして、皆様にお礼申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

予算特別委員会を閉会するに当たりまして、管理者から発言の申出がございますので、お受けしたいと思います。

松村管理者。

○**松村淳子管理者** 予算特別委員会が閉会されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

中村委員長、岡田副委員長はじめ、委員各位におかれましては、終始ご熱心なご審査をいただきまして、誠にありがとうございました。

そして、ただ今ご可決を賜り、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

本日の審査を通していただきましたご指導、ご意見をしっかりと念頭に置きまして、適正な予算執行に一層努め、効率的、効果的な組合運営に努めてまいり所存でございます。

また、組合事業の根幹でございます廃棄物の処理につきましては、安心安全な工場運営に万全を期すとともに、引き続き、構成市町との連携を強め、管内の生活環境の向上と、さらなる循環型社会の構築に向けた組合の役割をしっかりと果たしてまいりたいと存じます。

委員各位におかれましては、今後とも当組合行政へのより一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げますとともに、ご臨席を賜りました稲吉議長、福田副議長に厚く御礼を申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

○**中村正公委員長** 以上をもちまして、予算特別委員会を閉会いたします。

皆さん、お疲れさまでした。

午前11時11分 閉会

議 案 第 1 号

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例を制定するについて

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

令和 7 年 2 月 7 日 提 出

城南衛生管理組合
管理者 松村 淳子

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(案)

第 1 条 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例（昭和 3 7 年城南衛生管理組合条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
(期末手当) 第 1 7 条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>1 0 0 分の 1 2 7 . 5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 カ月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) ～ (4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>1 0 0 分の 1 2 7 . 5</u> 」とあるのは「 <u>1 0 0 分の 7 1 . 2 5</u> 」とする。 4 及び 5 略 (勤勉手当) 第 1 7 条の 4 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が	(期末手当) 第 1 7 条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>1 0 0 分の 1 2 2 . 5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 カ月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) ～ (4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>1 0 0 分の 1 2 2 . 5</u> 」とあるのは「 <u>1 0 0 分の 6 8 . 7 5</u> 」とする。 4 及び 5 略 (勤勉手当) 第 1 7 条の 4 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が

改正後	現行
支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の51.25</u> を乗じて得た額の総額 3～5 略	支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の102.5</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の48.75</u> を乗じて得た額の総額 3～5 略

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
再任用	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000

短時間 勤務職 員以外 の職員	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300

32	228, 900	266, 300	295, 500	333, 000	358, 200	386, 800	432, 500
33	230, 000	267, 000	296, 600	334, 200	359, 900	388, 500	433, 700
34	231, 100	267, 800	297, 800	336, 100	361, 700	389, 900	435, 000
35	232, 200	268, 600	298, 900	337, 800	363, 400	391, 300	436, 300
36	233, 300	269, 300	300, 100	339, 400	365, 100	392, 700	437, 500
37	234, 400	270, 000	301, 300	340, 900	366, 500	394, 100	438, 700
38	235, 400	270, 800	302, 600	342, 500	367, 800	395, 300	439, 500
39	236, 400	271, 600	303, 900	344, 100	369, 000	396, 500	440, 300
40	237, 300	272, 300	305, 200	345, 700	370, 400	397, 500	441, 100
41	238, 200	273, 000	306, 500	347, 400	371, 500	398, 600	441, 700
42	239, 100	273, 800	307, 800	349, 200	372, 400	399, 800	442, 300
43	239, 900	274, 600	309, 100	351, 000	373, 400	400, 900	442, 900
44	240, 700	275, 300	310, 400	352, 800	374, 500	402, 000	443, 500
45	241, 400	276, 000	311, 700	354, 300	375, 300	402, 700	444, 200
46	242, 000	276, 700	313, 000	355, 700	376, 200	403, 400	445, 000
47	242, 600	277, 400	314, 300	357, 100	377, 100	404, 100	445, 400
48	243, 200	278, 100	315, 400	358, 500	377, 900	404, 800	446, 100
49	243, 800	278, 800	316, 300	360, 000	378, 700	405, 400	446, 600
50	244, 400	279, 500	317, 600	360, 800	379, 500	406, 000	447, 000
51	245, 000	280, 200	318, 900	361, 800	380, 300	406, 500	447, 400
52	245, 500	280, 900	320, 200	362, 800	381, 000	406, 900	447, 800
53	246, 000	281, 500	321, 400	363, 700	381, 700	407, 300	448, 200
54	246, 400	282, 200	322, 700	364, 800	382, 400	407, 500	448, 600
55	246, 700	282, 800	323, 900	365, 700	383, 100	407, 800	449, 000
56	247, 000	283, 500	325, 100	366, 700	383, 800	408, 100	449, 300
57	247, 300	284, 100	326, 400	367, 600	384, 300	408, 400	449, 600
58	247, 600	284, 800	327, 500	368, 300	384, 900	408, 700	450, 000
59	247, 900	285, 400	328, 600	369, 000	385, 500	409, 000	450, 300
60	248, 200	286, 100	329, 700	369, 600	386, 200	409, 300	450, 600

61	248, 500	286, 700	330, 400	370, 000	386, 600	409, 500	450, 900
62	248, 800	287, 400	331, 300	370, 600	387, 200	409, 800	
63	249, 100	288, 000	332, 000	371, 300	387, 800	410, 100	
64	249, 400	288, 500	332, 800	372, 000	388, 300	410, 400	
65	249, 700	289, 000	333, 600	372, 300	388, 700	410, 600	
66	250, 000	289, 600	334, 000	373, 000	389, 300	410, 900	
67	250, 300	290, 100	334, 600	373, 700	389, 900	411, 200	
68	250, 600	290, 700	335, 300	374, 300	390, 400	411, 500	
69	250, 900	291, 200	336, 100	374, 600	390, 800	411, 700	
70	251, 200	291, 700	336, 800	375, 100	391, 300	412, 000	
71	251, 500	292, 300	337, 500	375, 700	391, 800	412, 300	
72	251, 800	292, 900	338, 100	376, 300	392, 400	412, 500	
73	252, 100	293, 400	338, 600	376, 600	392, 700	412, 700	
74	252, 400	293, 900	339, 200	377, 200	393, 100	413, 000	
75	252, 700	294, 300	339, 700	377, 900	393, 500	413, 300	
76	253, 000	294, 600	340, 300	378, 500	393, 900	413, 500	
77	253, 300	294, 800	340, 600	378, 900	394, 200	413, 700	
78	253, 600	295, 100	341, 100	379, 400	394, 500	414, 000	
79	253, 900	295, 300	341, 500	380, 000	394, 800	414, 300	
80	254, 200	295, 600	341, 900	380, 500	395, 000	414, 500	
81	254, 500	295, 800	342, 300	381, 000	395, 200	414, 700	
82	254, 800	296, 000	342, 800	381, 600	395, 500	415, 000	
83	255, 100	296, 300	343, 300	382, 100	395, 800	415, 300	
84	255, 400	296, 500	343, 800	382, 400	396, 000	415, 500	
85	255, 700	296, 800	344, 100	382, 800	396, 200	415, 700	
86	256, 000	297, 100	344, 500	383, 300	396, 500		
87	256, 300	297, 400	344, 900	383, 700	396, 800		
88	256, 600	297, 700	345, 300	384, 100	397, 000		
89	256, 900	298, 000	345, 600	384, 500	397, 200		

90	257, 200	298, 300	346, 000	385, 000	397, 500		
91	257, 500	298, 600	346, 400	385, 400	397, 800		
92	257, 800	299, 000	346, 800	385, 800	398, 000		
93	258, 100	299, 200	347, 000	386, 100	398, 200		
94		299, 400	347, 400	386, 600			
95		299, 700	347, 800	387, 000			
96		300, 100	348, 200	387, 400			
97		300, 300	348, 400	387, 700			
98		300, 600	348, 800	388, 200			
99		301, 000	349, 200	388, 600			
100		301, 400	349, 500	389, 000			
101		301, 600	349, 800	389, 300			
102		301, 900	350, 200				
103		302, 200	350, 600				
104		302, 500	351, 000				
105		302, 700	351, 500				
106		303, 000	351, 900				
107		303, 300	352, 300				
108		303, 600	352, 700				
109		303, 800	353, 200				
110		304, 200	353, 600				
111		304, 600	353, 900				
112		304, 900	354, 200				
113		305, 100	354, 700				
114		305, 300	355, 100				
115		305, 600	355, 400				
116		306, 000	355, 700				
117		306, 200	356, 200				
118		306, 400	356, 600				

	119		306,700	356,900				
	120		307,000	357,200				
	121		307,400	357,700				
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

第2条 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
(期末手当) 第17条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用について	(期末手当) 第17条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用について

改正後	現行
は、同項中「<u>1 0 0 分の 1 2 5</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 7 0</u>」とする。 4 及び 5 略 (勤勉手当) 第 1 7 条の 4 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在 (退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。) において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>1 0 0 分の 1 0 5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定	は、同項中「<u>1 0 0 分の 1 2 7 . 5</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 7 1 . 2 5</u>」とする。 4 及び 5 略 (勤勉手当) 第 1 7 条の 4 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在 (退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。) において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>1 0 0 分の 1 0 7 . 5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定

改正後	現行
年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略	年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略

附 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 第1条の規定（城南衛生管理組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は、令和6年4月1日から、同条の規定（給与条例第17条第2項及び第3項並びに第17条の4第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合（城南衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年城南衛生管理組合条例第1号）の規定により、第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合を含む。）には、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

提 案 理 由

令和 6 年 人 事 院 勸 告 を 受 け て 国 家 公 務 員 の 給 与 改 定 状
況 等 を 勘 案 し 本 組 合 職 員 の 給 与 の 改 定 を 行 う た め 、 本 案
を 提 案 す る も の で あ り ま す 。

議 案 第 2 号

城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

令和 7 年 2 月 7 日 提 出

城南衛生管理組合
管理者 松村 淳子

城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

第 1 条 城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例（昭和 4 8 年城南衛生管理組合条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
（期末手当） 第 5 条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>1 0 0 分の 1 7 5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 カ月以内の期間における在職期間の区分に応じて、一般職の職員の給与条例第 1 7 条第 2 項に定める割合を乗じて得た額とする。 3 及び 4 略	（期末手当） 第 5 条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>1 0 0 分の 1 7 0</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 カ月以内の期間における在職期間の区分に応じて、一般職の職員の給与条例第 1 7 条第 2 項に定める割合を乗じて得た額とする。 3 及び 4 略

第 2 条 城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
（期末手当） 第 5 条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>1 0 0 分の 1 7 2 . 5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 カ月以内の期間における在職期間の区分に応じて、一般職の職員の給与条	（期末手当） 第 5 条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>1 0 0 分の 1 7 5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 カ月以内の期間における在職期間の区分に応じて、一般職の職員の給与条例第

改正後	現行
例第 17 条第 2 項に定める割合を乗じて得た額とする。	17 条第 2 項に定める割合を乗じて得た額とする。
3 及び 4 略	3 及び 4 略

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 5 条第 2 項の規定は、令和 6 年 12 月 1 日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提 案 理 由

一 般 職 員 の 給 与 改 定 に 準 じ 、 期 末 手 当 支 給 月 数 に つ い
て 所 要 の 改 正 を 行 う た め 、 本 案 を 提 案 す る も の で あ り ま
す 。

議案第5号

城南衛生管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

城南衛生管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

令和7年3月26日提出

城南衛生管理組合
管理者 松村 淳子

城南衛生管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例（案）

城南衛生管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和３７年
城南衛生管理組合条例第１２号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、
下線で示すように改正する。

改正後	現行
<u>（配偶者等が介護を必要とする状</u> <u>態に至った職員に対する意向確認</u> <u>等）</u> 第８条の２　任命権者は、職員が配 偶者（届出をしないが事実上婚姻 関係と同様の事情にある者を含む 。以下この項において同じ。） 、父、母、子、配偶者の父母その他 規則で定める者が当該職員の介護 を必要とする状況に至ったことを 申し出たときは、当該職員に対し て、仕事と介護との両立に資する 制度又は措置（以下この条及び次 条において「介護両立支援制度等 」という。）その他の事項を知ら せるとともに、介護両立支援制度 等の申告、請求又は申出（次条に おいて「請求等」という。）に係 る当該職員の意向を確認するため の面談その他の措置を講じなけれ	

改正後	現行
(1) ～ (4) 略 2 略	掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。 (1) ～ (4) 略 2 略

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

育 児 休 業、 介 護 休 業 等 育 児 又 は 家 族 介 護 を 行 う 労 働 者
の 福 祉 に 関 す る 法 律 及 び 次 世 代 育 成 支 援 対 策 推 進 法 の 一
部 を 改 正 す る 法 律 の 施 行 に 伴 い、 所 要 の 改 正 を 行 う た め
、 本 案 を 提 案 す る も の で あ り ま す。

議案第6号

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例及び城南衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例及び城南衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

令和7年3月26日提出

城南衛生管理組合
管理者 松村 淳子

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例及び城南衛生管理組合
会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例（案）

（城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部改正）

第 1 条 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例（昭和 3 7 年城南衛
生管理組合条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に
、下線で示すように改正する。

改正後	現行
（扶養手当） 第 8 条 略 2 前項の扶養親族とは、次に掲げ る者で、他に生計の途がなく主と してその職員の扶養を受けている ものをいう。 <u>（ 1 ）</u> 略 <u>（ 2 ）</u> 略 <u>（ 3 ）</u> 略 <u>（ 4 ）</u> 略 <u>（ 5 ）</u> 略 3 扶養手当の月額は、<u>前項第 1 号</u> <u>に該当する扶養親族（以下「扶養</u> <u>親族たる子」という。）について</u> <u>は 1 人につき 1 3 , 0 0 0 円、同</u> <u>項第 2 号から第 5 号までのいづれ</u> <u>かに該当する扶養親族については</u>	（扶養手当） 第 8 条 略 2 前項の扶養親族とは、次に掲げ る者で、他に生計の途がなく主と してその職員の扶養を受けている ものをいう。 <u>（ 1 ） 配偶者（届出をしないが</u> <u>、事実上婚姻関係と同様の事情</u> <u>にある者を含む。以下同じ。）</u> <u>（ 2 ）</u> 略 <u>（ 3 ）</u> 略 <u>（ 4 ）</u> 略 <u>（ 5 ）</u> 略 <u>（ 6 ）</u> 略 3 扶養手当の月額は、<u>前項第 1 号</u> <u>及び第 3 号から第 6 号までのいづ</u> <u>れかに該当する扶養親族について</u> <u>は 1 人につき 6 , 5 0 0 円、同項</u> <u>第 2 号に該当する扶養親族（以下</u> <u>「扶養親族たる子」という。）に</u>

改正後	現行
1 人につき 6,500 円とする。 4 扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額 は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に<u>当該期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 5 <u>前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他の扶養手当の支給に関し必要な事項は、規程で定める。</u>	<u>ついては 1 人につき 10,000 円とする。</u> 4 扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間 <u>(以下「特定期間」という。)</u>にある子がいる場合における扶養手当の月額 は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に<u>特定期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 第 9 条 <u>新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</u> <u>(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合</u> <u>(2) 扶養親族たる要件を欠く</u>

改正後	現行
	<u>に至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が、満２２歳に達した日以後の最初の３月３１日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）</u> <u>２ 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第１号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれの者が離職し又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし</u>

改正後	現行
	<u>扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から１５日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</u> <u>3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第１号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</u> <u>（１） 扶養手当を受けている職員に更に第１項第１号に掲げる事実が生じた場合</u> <u>（２） 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第１項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</u> <u>（３） 職員の扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係る</u>

改正後	現行
(地域手当) <u>第9条</u> 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に<u>100分の7</u>を乗じて得た額とする。 (住居手当) <u>第9条の2</u> 略 (管理職員特別勤務手当) 第22条の2 前条に規定する職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により別に定める勤務を要しない日又は休日（次項において「週休日等」という。）に<u>勤務をした</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、前条に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）</u>にあって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務をした</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。	<u>もののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</u> (地域手当) <u>第9条の2</u> 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に<u>100分の5</u>を乗じて得た額とする。 (住居手当) <u>第9条の3</u> 略 (管理職員特別勤務手当) 第22条の2 前条に規定する職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により別に定める勤務を要しない日又は休日（次項において「週休日等」という。）に<u>勤務した</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、前条に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間にあって正規の勤務時間以外の時間に勤務した</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

改正後	現行
3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額 <u>（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額）</u> とする。 （1） 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、8,000円を超えない範囲内において規則で定める額 （2） 略 4 略 （定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外） 第25条の3 第4条第2項から第8項まで、第8条、<u>第9条の2</u> 及び第23条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には、適用しない。	3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1） 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、8,000円を超えない範囲内において規則で定める額 <u>（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）</u> （2） 略 4 略 （定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外） 第25条の3 第4条第2項から第8項まで、第8条、<u>第9条、第9条の3</u> 及び第23条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には、適用しない。

別表第1を次のように改める。

別表第 1（第 3 条 関係）

職員の 区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100

25	220, 000	260, 400	292, 400	334, 200	359, 900	394, 100	441, 700
26	221, 700	261, 300	293, 400	336, 100	361, 700	395, 300	442, 300
27	223, 000	262, 200	294, 400	337, 800	363, 400	396, 500	442, 900
28	224, 300	263, 100	295, 500	339, 400	365, 100	397, 500	443, 500
29	225, 600	263, 900	296, 600	340, 900	366, 500	398, 600	444, 200
30	226, 700	264, 700	297, 800	342, 500	367, 800	399, 800	445, 000
31	227, 800	265, 500	298, 900	344, 100	369, 000	400, 900	445, 400
32	228, 900	266, 300	300, 100	345, 700	370, 400	402, 000	446, 100
33	230, 000	267, 000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700	446, 600
34	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400	447, 000
35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100	447, 400
36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800	447, 800
37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400	448, 200
38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000	448, 600
39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	449, 000
40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	449, 300
41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700	
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000	
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300	
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500	
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800	
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100	
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400	
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600	

54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900	
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200	
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500	
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700	
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000	
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300	
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500	
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700	
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000	
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300	
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500	
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700	
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000	
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300	
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500	
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700	
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000	
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300	
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500	
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700	
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500		
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800		
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000		
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200		
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500		
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800		
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000		
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200		
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500		

83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800		
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000		
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200		
86	256, 000	297, 100	346, 000	386, 600			
87	256, 300	297, 400	346, 400	387, 000			
88	256, 600	297, 700	346, 800	387, 400			
89	256, 900	298, 000	347, 000	387, 700			
90	257, 200	298, 300	347, 400	388, 200			
91	257, 500	298, 600	347, 800	388, 600			
92	257, 800	299, 000	348, 200	389, 000			
93	258, 100	299, 200	348, 400	389, 300			
94		299, 400	348, 800				
95		299, 700	349, 200				
96		300, 100	349, 500				
97		300, 300	349, 800				
98		300, 600	350, 200				
99		301, 000	350, 600				
100		301, 400	351, 000				
101		301, 600	351, 500				
102		301, 900	351, 900				
103		302, 200	352, 300				
104		302, 500	352, 700				
105		302, 700	353, 200				
106		303, 000	353, 600				
107		303, 300	353, 900				
108		303, 600	354, 200				
109		303, 800	354, 700				
110		304, 200	355, 100				
111		304, 600	355, 400				

	112		304, 900	355, 700				
	113		305, 100	356, 200				
	114		305, 300	356, 600				
	115		305, 600	356, 900				
	116		306, 000	357, 200				
	117		306, 200	357, 700				
	118		306, 400					
	119		306, 700					
	120		307, 000					
	121		307, 400					
	122		307, 600					
	123		307, 900					
	124		308, 200					
	125		308, 500					
	定年前 再任用 短時間 勤務職 員		192, 000	219, 500	260, 000	279, 700	294, 900	320, 600

（城南衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 城南衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年城南衛生管理組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
（給料及び報酬） 第7条 略	（給料及び報酬） 第7条 略

改正後	現行
2 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、日額又は時間額とし、次の各号の規定により定められた額とする。 (1) 日額 前3条の規定に基づき定められた額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日の勤務時間を7.75で除して得た数を乗じ、その額に<u>100分の7</u>を乗じて得た額を加算した額 (2) 時間額 前3条の規定に基づき定められた額を162.75で除して得た額に<u>100分の7</u>を乗じて得た額を加算した額 (休日勤務手当及びこれに相当する報酬)	2 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、日額又は時間額とし、次の各号の規定により定められた額とする。 (1) 日額 前3条の規定に基づき定められた額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日の勤務時間を7.75で除して得た数を乗じ、その額に<u>100分の5</u>を乗じて得た額を加算した額 (2) 時間額 前3条の規定に基づき定められた額を162.75で除して得た額に<u>100分の5</u>を乗じて得た額を加算した額 (休日勤務手当及びこれに相当する報酬)
第13条 略 2 パートタイム会計年度任用職員が休日に勤務することを命ぜられたときは、常勤職員の例により計算した休日勤務手当の額に相当する報酬を支給する。	第13条 略 2 パートタイム会計年度任用職員が休日に勤務することを命ぜられたときは、常勤職員の例により計算した休日勤務手当の額に相当する報酬を支給する。<u>ただし、宿日直業務に従事する者として任用されたパートタイム会計年度任用職員</u>（以下「宿日直パートタイム会

改正後	現行
(夜間勤務手当及びこれに相当する報酬) 第 1 4 条 略 2 パートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間として午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した場合は、常勤職員の例により計算した夜間勤務手当の額に相当する報酬を支給する。 (宿日直手当及びこれに相当する報酬) 第 1 8 条 略 2 パートタイム会計年度任用職員が宿直勤務又は日直勤務を命ぜられたときは、常勤職員の例により計算した宿日直手当の額に相当する報酬を支給する。 3 略	<u>計年度任用職員」という。) については、この限りでない。</u> (夜間勤務手当及びこれに相当する報酬) 第 1 4 条 略 2 パートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間として午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した場合は、常勤職員の例により計算した夜間勤務手当の額に相当する報酬を支給する。<u>ただし、宿日直パートタイム会計年度任用職員については、この限りでない。</u> (宿日直手当及びこれに相当する報酬) 第 1 8 条 略 2 パートタイム会計年度任用職員が宿直勤務又は日直勤務を命ぜられたときは、常勤職員の例により計算した宿日直手当の額に相当する報酬を支給する。<u>ただし、宿日直パートタイム会計年度任用職員については、この限りでない。</u> 3 略 <u>(宿日直パートタイム会計年度任用職員の給与)</u> 第 1 9 条 宿日直パートタイム会計

改正後	現行
(委任) <u>第 1 9 条</u> 略	<u>年度任用職員の給与については、第 4 条から第 7 条までの規定にかかわらず、他の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、規則で定める。</u> (委任) <u>第 2 0 条</u> 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和 7 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において城南衛生管理組合職員の給与に関する条例別表第 1 の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が次の表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

旧号給	新号給				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1

9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21

38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	

67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90	86			
95	91	87			

96	92	88			
97	93	89			
98	94	90			
99	95	91			
100	96	92			
101	97	93			
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				

(令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 3 切替日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間におけるこの条例による改正後の城南衛生管理組合職員の給与に関する条例第 8 条の規定の適用

については、同条第2項中「(5) 心身に著しい障害がある者」とあるのは「(5) 心身に著しい障害がある者 (6) 配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」と、同条第3項中「13, 000円」とあるのは「11, 500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3, 000円とする」とする。

- 4 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、任命権者が別に定める。

提 案 理 由

令和 6 年 人 事 院 勸 告 に 準 じ 所 要 の 改 正 を 行 う た め 、 本
案 を 提 案 す る も の で あ り ま す 。

議 案 第 7 号

城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例の一部
を改正する条例を制定するについて

城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例の一部を
改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

令和 7 年 3 月 2 6 日 提 出

城南衛生管理組合
管理者 松村 淳子

城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）

城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例（昭和３７年城南衛生管理組合条例第１５号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
（失業者の退職手当）	（失業者の退職手当）
第１０条 略	第１０条 略
２～１０ 略	２～１０ 略
１１ 第１項、第３項及び第５項から前項までに定めるもののほか、第１項又は第３項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。	１１ 第１項、第３項及び第５項から前項までに定めるもののほか、第１項又は第３項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。
（１）～（３） 略	（１）～（３） 略
（４） <u>安定した職業に就いた者</u> 雇用保険法第５６条の３第３項に規定する就業促進手当の額に相当する金額	（４） 職業に就いた <u>もの</u> 雇用保険法第５６条の３第３項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

改正後	現行
(5) ～ (6) 略 1 2 及び 1 3 略 1 4 第 1 1 項第 4 号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第 1 項、第 3 項又は第 1 1 項の規定の適用については、<u>雇用保険法第 5 6 条の 3 第 1 項第 1 号に該当する者に係る就業促進手当について同条第 4 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する</u>日数分の第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。	(5) ～ (6) 略 1 2 及び 1 3 略 1 4 第 1 1 項第 4 号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第 1 項、第 3 項又は第 1 1 項の規定の適用については、<u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。</u> <u>(1) 雇用保険法第 5 6 条の 3 第 1 項第 1 号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</u> <u>(2) 雇用保険法第 5 6 条の 3 第 1 項第 1 号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第 5 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</u>
1 5 ～ 1 7 略 附 則	1 5 ～ 1 7 略 附 則

改正後	現行
3 <u>令和9年3月31日</u>以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、管理者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認め	3 <u>令和7年3月31日</u>以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、管理者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認め

改正後	現行
認めたもの ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第 5 条第 1 項に規定する地域内に居住し、かつ、管理者が同法第 2 4 条の 2 第 1 項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」とする。	認めたもの ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第 5 条第 1 項に規定する地域内に居住し、かつ、管理者が同法第 2 4 条の 2 第 1 項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」とする。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この条例の規定による改正後の城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例第 1 0 条第 1 1 項（第 4 号に係る部分に限る。）及び第 1 4 項の規定は、退職職員（退職した城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例第 2 条第 1 項に規定する職員（同条第 2 項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であつてこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

提 案 理 由

雇 用 保 険 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 の 施 行 に 伴 い 、 所
要 の 改 正 を 行 う た め 、 本 案 を 提 案 す る も の で あ り ま す 。

議案第8号

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例及び城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例及び城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

令和7年3月26日提出

城南衛生管理組合
管理者 松村 淳子

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例及び城南衛生管理組合
職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）

（城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部改正）

第 1 条 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例（昭和 37 年城南衛生管理組合条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例の一部改正）

第 2 条 城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例（昭和 37 年城南衛生管理組合条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号。以下「刑法等一部改正法」という。）附則第 1 項本文に規定する施行の日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第 2 条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号。以下この項において「旧刑法」という。）第 12 条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第 13 条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第 16 条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁

錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第3条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例第13条第1項及び第5項、第14条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第17条第4項並びに城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例第17条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

提 案 理 由

刑 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 の 施 行 に 伴 い 、 所 要 の 改 正 を 行 う た め 、 本 案 を 提 案 す る も の で あ り ま す 。

議 会 議 案 第 1 号

城南衛生管理組合議会個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

城南衛生管理組合議会個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

令和 7 年 3 月 2 6 日 提 出

城南衛生管理組合議会
議員 塚本 五三藏
中村 麻伊子

城南衛生管理組合議会個人情報保護に関する条例の一部を改正
する条例（案）

城南衛生管理組合議会個人情報保護に関する条例（城南衛生管理組合条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項表中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。
。

「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）附則第1項本文に規定する施行の日から施行する。ただし、第2条第10項及び第12条第5項表の改正規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に規定する施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

提 案 理 由

刑法等の一部を改正する法律の施行等及び情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部の改正に伴い所要の改正を行うため、本案を提案するものであります。